

十和田市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)

青森県 十和田市

目 次

第1章 はじめに

1 本計画の目的	1
2 計画の体系	2
3 計画期間	3
4 計画の対象施設	3

第2章 公共施設等を取り巻く市の状況

1 公共施設等の現状	4
(1) 経過年数と延床面積の割合	
(2) 耐震化の状況	
(3) 保有数量	
(4) 計画策定後の施設保有量等の推移	
2 人口の推移	9
(1) 現在の状況	
(2) 年齢別人口の将来展望	
(3) 将来展望人口の改訂	
3 財政状況	11
(1) 歳入の状況	
(2) 歳出の状況	
(3) 現在要している維持管理経費	
4 将来の更新等費用の見込み	16
5 個別計画による取り組みの反映	19
(1) 過去に行った公共施設マネジメント	
(2) 平均経過年数と平均有形固定資産減価償却率	
(3) 個別施設計画の実績による策定時試算との比較等	

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 基本方針	22
2 削減目標	23
3 基本方針に基づく取り組み	24
(1) 施設総量の適正化、適正配置	
(2) 点検・診断・維持管理の実施	
(3) 安全性の確保	
(4) 耐震化	

- (5) 施設の長寿命化
- (6) 民間活力の活用
- (7) 定住自立圏による適正配置
- (8) 廃止施設の活用、処分
- (9) ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進

第4章 施設類型ごとの取り組み方針

【公共建築物系施設】	26	【インフラ系施設】	28
① 学校教育施設			⑬道路		
② 市民集会施設			⑭橋梁		
③ 社会教育施設			⑮温泉設備		
④ スポーツ施設			⑯上水道		
⑤ 観光施設			⑰下水道		
⑥ 保健・福祉施設					
⑦ 市営住宅					
⑧ 行政施設					
⑨ 産業施設					
⑩ 消防施設					
⑪ その他施設					
⑫ 医療施設					

第5章 計画の推進に向けた取り組み

1 庁内の取り組み体制・情報共有	29
2 市民や議会との協働	29
3 進捗管理	29
4 地方公会計（固定資産台帳）の活用	29

付属資料 公共施設等総合管理計画 施設一覧表

第1章 はじめに

1 本計画の目的

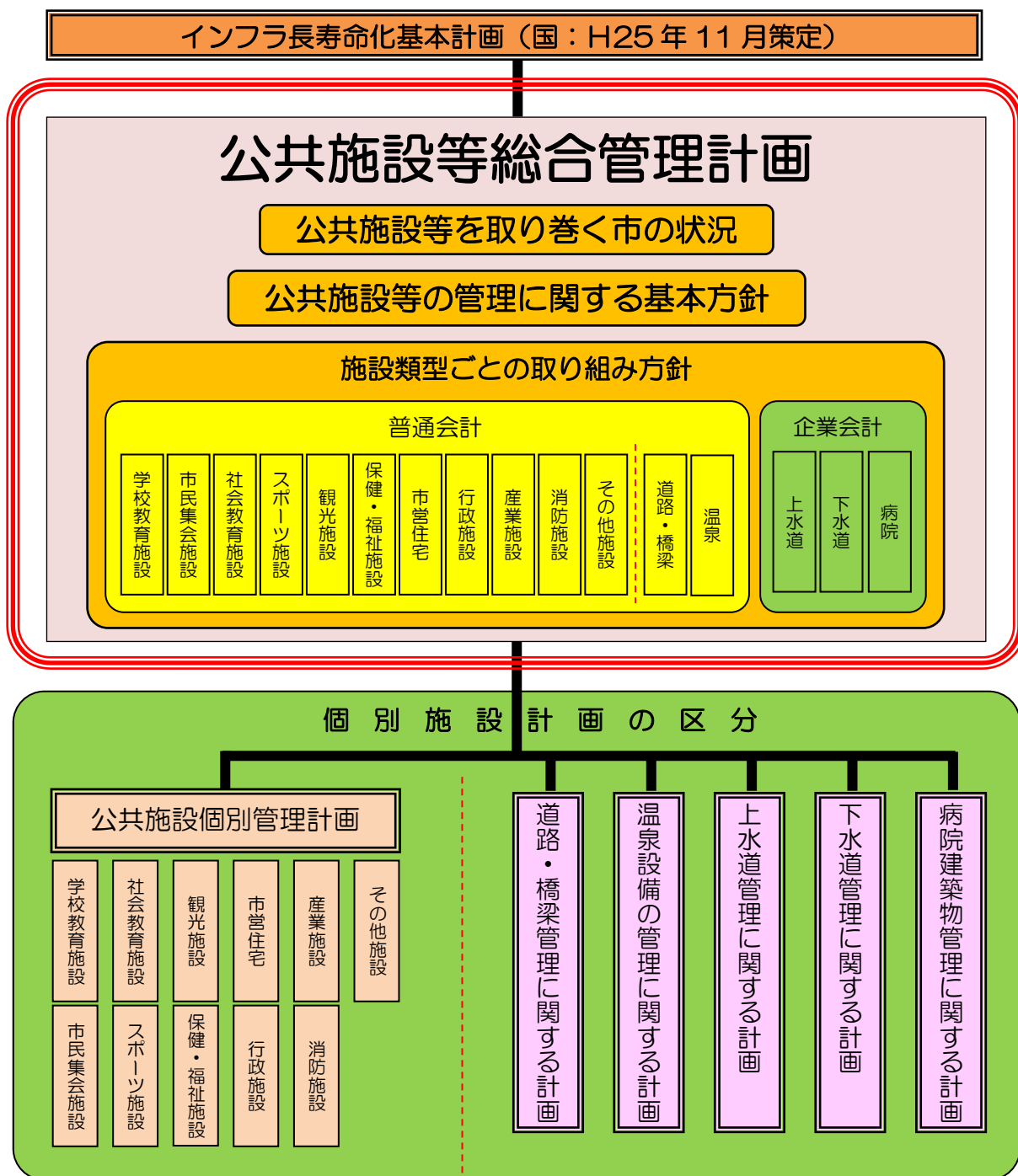
これまでに整備してきた、学校、社会教育施設、スポーツ施設などの公共施設や道路、橋梁、上下水道のインフラ施設（以下、公共施設とインフラ施設を併せて「公共施設等」という）は、時間の経過とともに老朽化が進んでいくため、安心安全に使用していくためには改修や更新が必要となります。

一方、人口の動向や市の財政状況についてみると、今後も少子高齢化、人口減少がさらに進むと予想されており、社会保障費の増加、市税や地方交付税等の歳入減少の傾向など財政状況がさらに厳しくなることが予想されるなか、市の公共施設等のすべてを維持・更新することは困難となります。さらに、人口構成の変化等から必要とされる施設が変わってくることも予想されます。

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の規模の適正化や有効利用、財政負担の軽減及び更新・改修・解体等事業費の平準化を図り、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的として「十和田市公共施設等総合管理計画」を策定します。

2 計画の体系

本計画は、本市の公共施設等の全般的な管理に関する基本方針となるものです。本計画（公共施設等総合管理計画）では基本的な方針を策定し、その方針を実現するために、具体的な実施計画として「個別施設計画」を別途策定します。



3 計画期間

本計画は長期的な視点を持って取り組む必要があることから、次のとおり設定します。

- 公共施設等総合管理計画
平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）までの 30 年間
- 個別施設計画
段階的に取り組む必要があることから、第 1～3 期各 10 年間
（既存計画等に従い進めるものは、この限りではありません）

また、本計画の実効性を高めるため、個別施設計画各期の成果に基づき、数値目標等の見直しを行っていくものとします。

ただし、前提条件の大幅な変更など必要に応じいずれの計画も計画期間内であっても適宜見直しを行うものとします。

	H29 (2017) 年度 ～R8(2026)年度	R9 (2027) 年度 ～R18(2036)年度	R19 (2037) 年度 ～R28(2046)年度
公共施設等総合管理計画 H29 (2017) ～R28(2046)年度 30 年間の計画期間			
	前提条件の大幅な変更に合わせて、必要に応じ見直し		
個別施設計画 (十和田市公共施設個別管理計画) 10 年ごとに改訂			
	進捗管理により随時見直し		

4 計画の対象施設

本計画における対象施設は、企業会計も含めた公共施設（建築物、屋外施設）及びインフラ（道路、橋梁、温泉設備、上水道、下水道）とします。

※主要施設に附属する小規模な建築物（トイレ、倉庫、物置等）は除外します。

第2章 公共施設等を取り巻く市の状況

1 公共施設等の現状

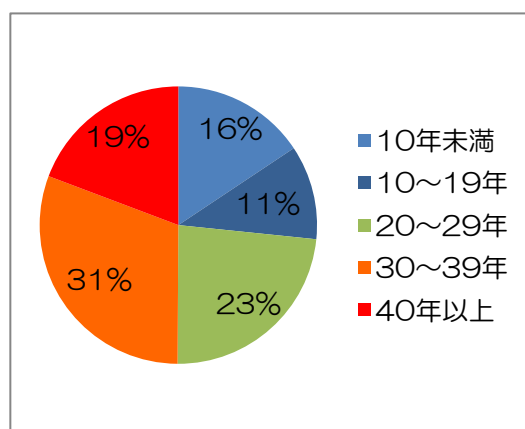
(1) 経過年数と延床面積の割合

対象とした公共施設（建築物）のうち30年以上経過したものが90施設あり、延床面積割合にして50%を占めます。さらに、その中で40年以上経過したものが34施設、延床面積割合にして19%に達しています。

なお、建築物は新築後概ね10年経過で定期的な改修が必要となり、15年以上になると大規模な改修が必要となる場合が多くなります。

【経過年数と延床面積の割合】

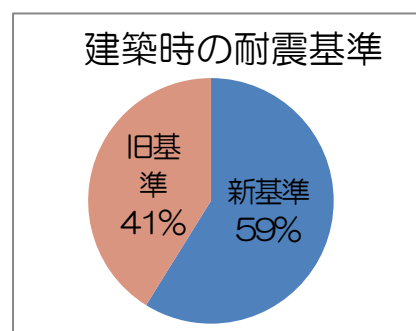
経過年数	施設数	延床面積 (㎡)	割合
10年未満	25	45,260	16%
10～19年	39	31,777	11%
20～29年	62	67,868	23%
30～39年	56	88,692	31%
40年以上	34	56,237	19%
計	216	289,834	



(2) 耐震化の状況

昭和56年建築基準法改正後の、より厳しい耐震基準（新耐震基準）で建築された施設は147施設あり、延床面積割合は59%、それ以前の耐震基準（旧耐震基準）のものは69施設・41%となっています。旧耐震基準で建築された施設のうち、耐震診断の結果、耐震性があると確認されたものが10施設・10%、耐震補強が必要とされ、既に改修済みのものが13施設・20%あります。改修未実施等の8施設・6%は、今後の計画等を勘案の上必要な対応を行います。

項目		施設数	延床面積(㎡)	割合	
新基準		147	170,231	59%	
旧基準		69	119,603	41%	
旧基準 内訳	診断 実施	耐震性あり	10	28,397	10%
		改修済み	13	58,064	20%
		改修未実施等 ^{※1}	8	18,463	6%
	規制対象外 ^{※2}	38	14,679	5%	



※1 改修未実施等 改修未実施：十和田湖公民館、市庁舎本館、支所庁舎・旧議会棟、十和田湖消防署、相撲場

要再診断：下水処理場本館、滅菌棟、汚泥処理棟

※2 規制対象外 建築物の耐震改修の促進に関する法律による規制対象に該当しないものです。

(3) 保有数量

①公共建築物系施設

会計区分	大分類	中分類	主な施設	施設数	延床面積 (m ²)
普通 会計	学校教育 施設	学校	小学校、中学校	25	118,964
		研修施設	教育研修センター	1	
	市民集會 施設	市民施設	市民交流プラザ、勤労青少年ホーム 等	4	6,085
		集會施設	高清水地区館、米田地区集落総合センター 等	5	
	社会教育 施設	公民館・ 文化施設	市民文化センター、南公民館、東公民館、十和田湖 公民館	4	18,724
		図書館	市民図書館	1	
		資料館	郷土館、十和田湖民俗資料館、称徳館	3	
	スポーツ 施設	スポーツ施設 (建築物)	総合体育センター、志道館、野球場、相撲場、B&G 海洋センター、十和田湖温泉スキー場 等	17	20,929
		スポーツ施設 (屋外)	若葉球技場、十和田湖総合運動公園野球場、テニス コート、南運動広場 等	(8)	—
	観光施設	観光施設	現代美術館、馬事公苑交流館、市民の家 等	13	8,807
	保健・福祉 施設	高齢福祉施設	地域包括支援センター	1	4,246
		保健施設	保健センター	1	
		医療施設	十和田湖診療所	1	
		児童施設	仲よし会館	6	
	市営住宅	市営住宅	市営住宅	13	32,871
	行政施設	庁舎等	市庁舎本館・新館、分庁舎、十和田湖支所 等	5	10,507
	産業施設	製造施設	道の駅奥入瀬麦酒館・味楽工房、奥入瀬湧水館	3	8,196
		職業施設	職業能力開発校	1	
		農林畜産施設	肉用種雄牛管理センター、野菜集出荷貯蔵施設 等	5	
消防施設	消防庁舎	十和田湖消防署、十和田湖消防署湖畔出張所	2	3,117	
	消防屯所	消防屯所	48		
その他施設	その他施設	さくらの広場、三本木霊園管理事務所	2	395	
小 計				161	232,841
企業 会計	医療施設	病院施設	中央病院本館・別館、さわらび会館	3	37,093
		医師住宅	医師住宅、若葉住宅、第一青雲荘 花園住宅 等	5	
	小 計				8
合 計				169 (177)	269,934

(平成 27 年度末現在)

※建築物が無い施設を含む施設数は、カッコ書きを参照

②インフラ系施設

会計区分	大分類	中分類	主な施設	総延長 (m)	総面積 (㎡)
普通 会計	道路	道路	道路（市道）	935,422	6,166,737
	橋梁	橋梁	橋梁（市道）	3,291	21,589
合 計				938,713	6,188,326

（平成27年度末現在）

会計区分	大分類	中分類	主な施設	施設数、 総延長 (m)	延床面積 (㎡)
企業 会計	上水道	上水道施設	水源、配水場、浄水場、ポンプ場 等	20 施設	4,848
		管路	導水管、送水管、配水管	833,724	—
	下水道	下水道施設	下水処理場、農業集落排水処理施設 等	27 施設	15,052
		管路	下水道管	462,141	—
合 計				47 施設 1,295,865	19,900 —

（平成27年度末現在）

会計区分	大分類	中分類	施設	総延長 (m)
温泉	温泉設備	管路	温泉引湯管、タンク等	16,169

（平成27年度末現在）

①、②計

普通会計及び企業会計の建築物 (道路、橋梁、管路以外)	施設数（総数）	総延床面積
	216 (224)	289,834 ㎡

③設備

会計区分	大分類	中分類	設備	設備数
普通 会計	製造設備	—	農産物処理加工施設機械設備 一式 ミネラルウォーター製造充填設備 一式 地ビール醸造設備 一式	3

（平成27年度末現在）

④廃止施設の現状

耐震性能不足または統廃合等により用途廃止し普通財産となっている施設は下記のとおりです。

施設名	廃止理由	耐震性能等	延床面積 (㎡)
旧市民屋内グラウンド	耐震性	不足	1,318
旧南屋内グラウンド	耐震性	旧基準	686
旧十和田湖体育館	耐震性	不足	2,621
旧新渡戸記念館	耐震性	不足	364
旧上切田小学校	統廃合	不足	2,752
旧滝沢小学校	統廃合	新基準	2,096
旧米田小学校	統廃合	旧基準	1,835
旧伝法寺小学校	統廃合	不足	2,435
旧奥入瀬小学校	統廃合	一部不足	2,777
旧町給食センター	統廃合	新基準	933
旧自然の家	事業終了	旧基準	1,379
旧焼山福祉センター	統廃合	旧基準	543
旧老人憩いの家	統廃合	旧基準	142
計 13 施設			19,881

(4) 計画策定後の施設保有量等の推移

①施設保有量の推移

本計画策定後の施設保有量は、下記のとおり推移しています。公共建物系施設については、施設数、延床面積ともに減少しています。

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
公共建物系 施設	施設数	166	164	162	156	
	延床面積 (㎡)	267,922	264,747	272,372	263,027	
インフラ系	道路 (m)	943,840	942,987	943,607	929,416	
	橋梁 (m)	3,323	3,323	3,318	3,302	
	上水道 施設	施設数	22	22	22	22
		延床面積 (㎡)	4,997	4,997	4,997	4,997
	上水道管路 (m)	861,782	852,953	855,250	856,180	
	下水道 施設	施設数	27	27	27	27
		延床面積 (㎡)	15,052	15,052	15,052	15,052
	下水道管路 (m)	473,381	476,841	479,658	482,931	
	温泉設備管路 (m)	16,169	16,169	16,169	16,169	

※各年度3月31日時点

②有形固定資産減価償却率の推移

一般会計等及び各企業会計における有形固定資産減価償却率¹の推移は、下記のとおりです。

(%)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等		58.4	60.0	62.0	61.2	—
企業会計	水道事業	34.9	36.1	37.8	39.5	41.2
	下水道事業	32.0	34.0	35.6	37.4	39.0
	病院事業	36.3	40.2	44.0	47.2	50.9

※有形固定資産の対象は、建物及び構築物とします。

※一般会計等は、十和田市統一的な財務諸表より算出。企業会計については各年決算より算出。

各年度3月31日現在。

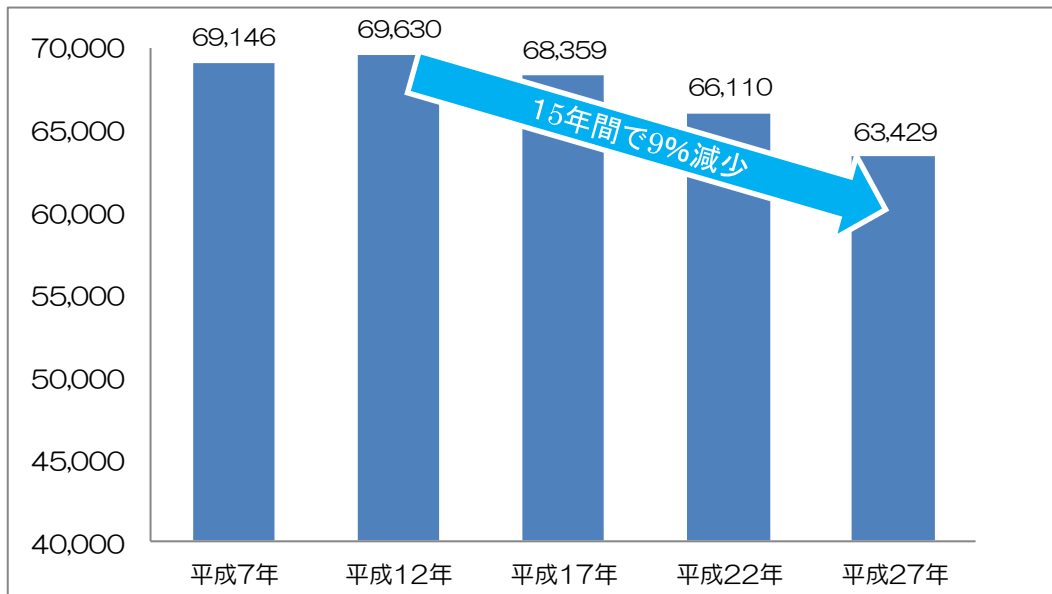
※一般会計等については、公表済みの令和元年度までを掲載します。

¹ 有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の耐用年数に対して、その資産の取得時点からどの程度経年しているかを表す指標。この比率が高いほど、使用期間が耐用年数に近い資産が多いことを示します。

2 人口の推移

(1) 現在の状況

本市の総人口は、平成 12 年（2000 年）の 69,630 人をピークに減少が続いており、平成 12 年（2000 年）と平成 27 年（2015 年）を比較すると 9%（約 6,200 人）減少しています。

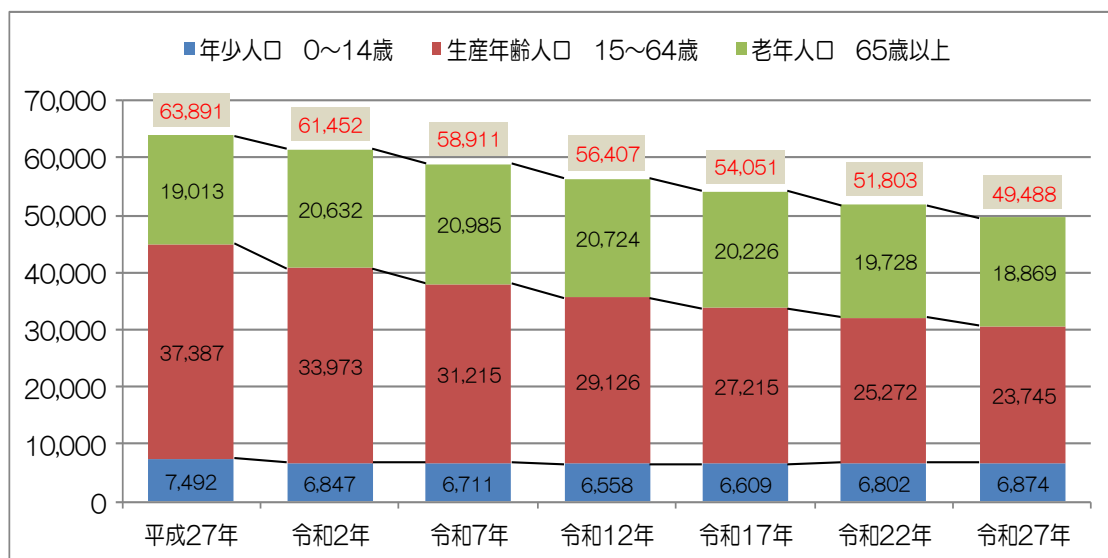


出典：国勢調査（総務省）

(2) 年齢別人口の将来展望

本計画策定時、令和 27 年（2045 年）の将来展望人口は 49,488 人と予測され、平成 27 年に比較し約 23%の減少が見込まれました。

年齢区分別にみると、年少人口は 6,874 人（8%減）、生産年齢人口は 23,745 人（37%減）、老年人口は 18,869 人（1%減）と推計されます。

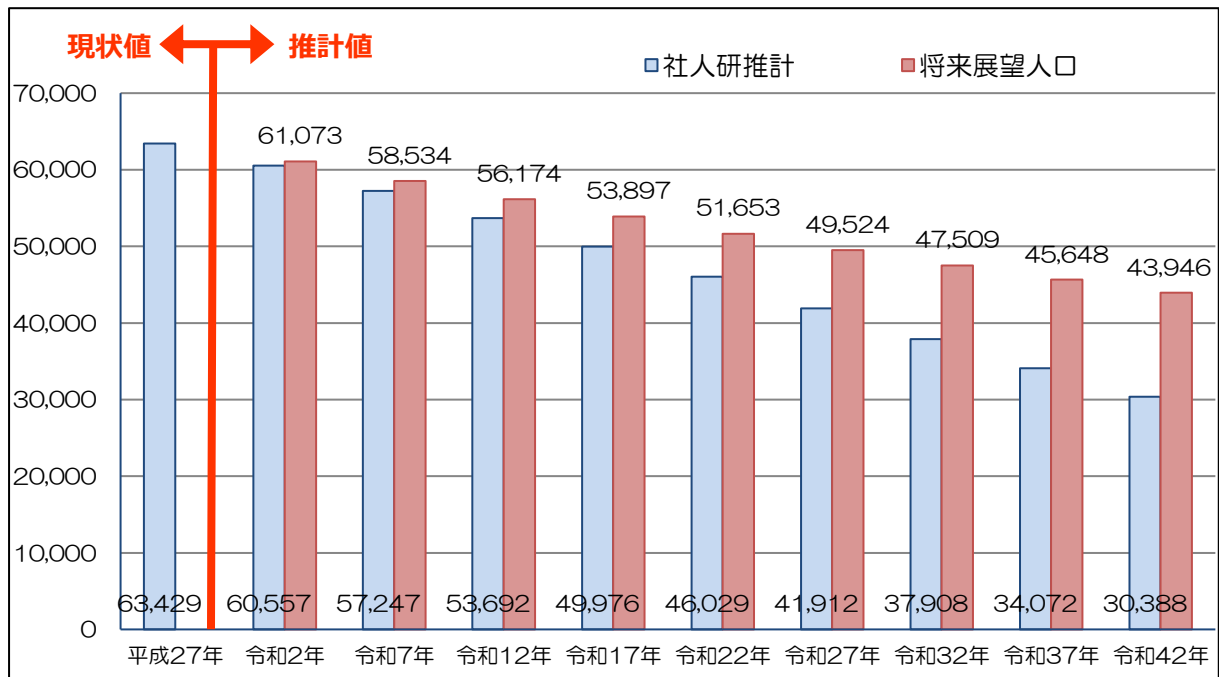


出典：平成 28 年 2 月 「十和田市人口ビジョン」より

(3) 将来展望人口の改訂

本市将来展望人口は、人口推移の実績、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計及び人口減少対策に関する施策等を踏まえ、令和2年3月に改訂を行いました。

改訂後の人口ビジョンでは令和27年将来展望人口を49,524人と見込み、概ね本計画策定時の将来展望人口と同程度となっています。

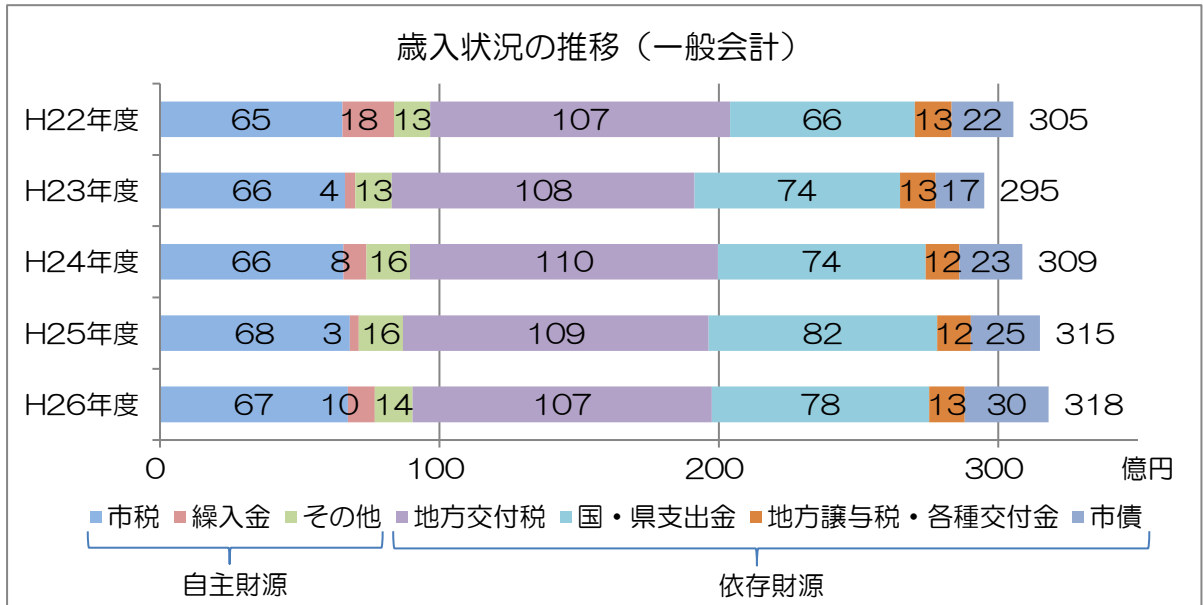


出展：十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂）

3 財政状況

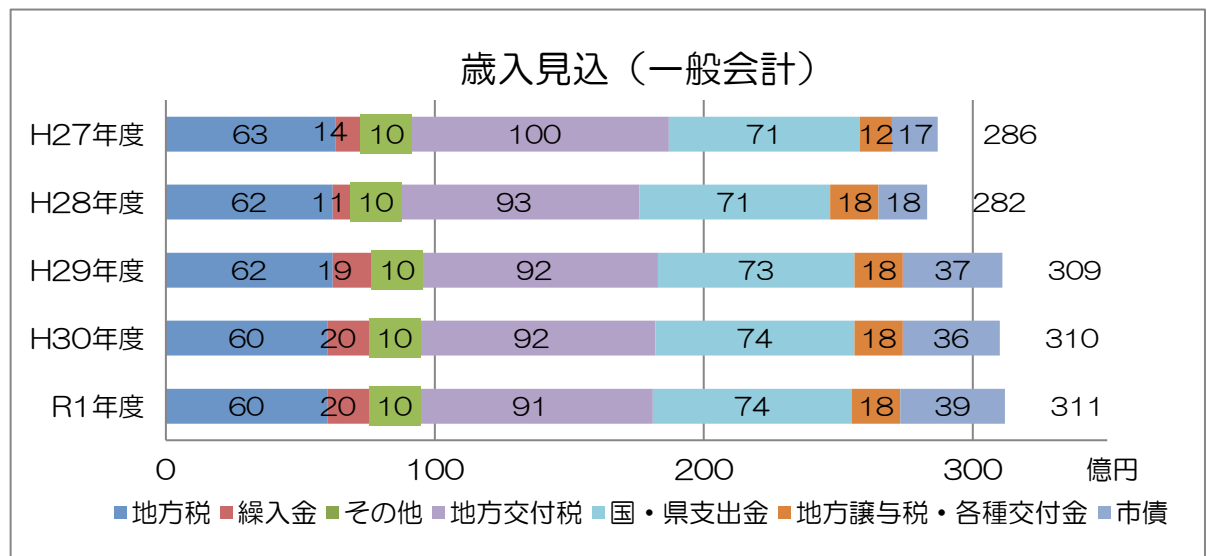
(1) 歳入の状況

市税などの自主財源が歳入総額に占める割合は約3割、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が占める割合は約7割となっており、国の地方財政措置に左右されやすい脆弱な構造であると言えます。



また、主たる自主財源である市税は、これまでは横ばい状態ですが、市税の主な納税者と考えられる生産年齢人口については、本計画策定時には平成27年の37,387人から令和2年には33,973人と約10%、3.4千人程の減少が予想され、市税の減少が懸念されました。

さらに、人口減少や合併に伴う特例措置（合併算定替）の段階的縮小などにより地方交付税の減額も予想され、歳入は厳しくなると見込まれました。

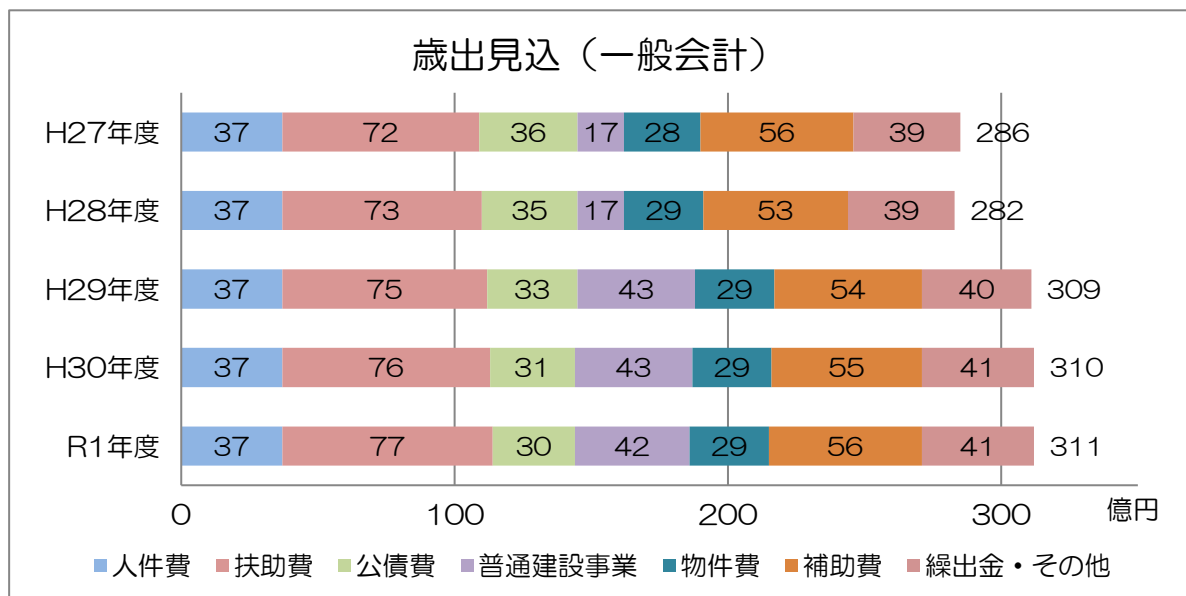
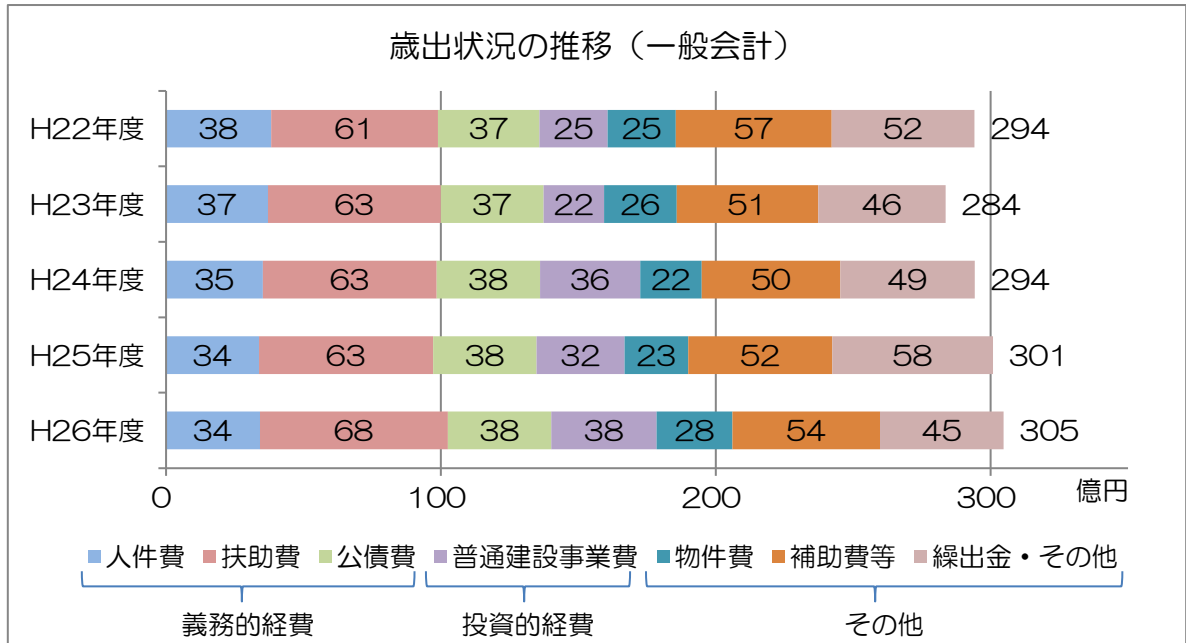


出典：新市まちづくり計画より

(2) 歳出の状況

支出が法令等で義務付けられている扶助費、人件費及び公債費などの義務的経費の合計が歳出総額に占める割合は約5割で、年々増加傾向にあります。

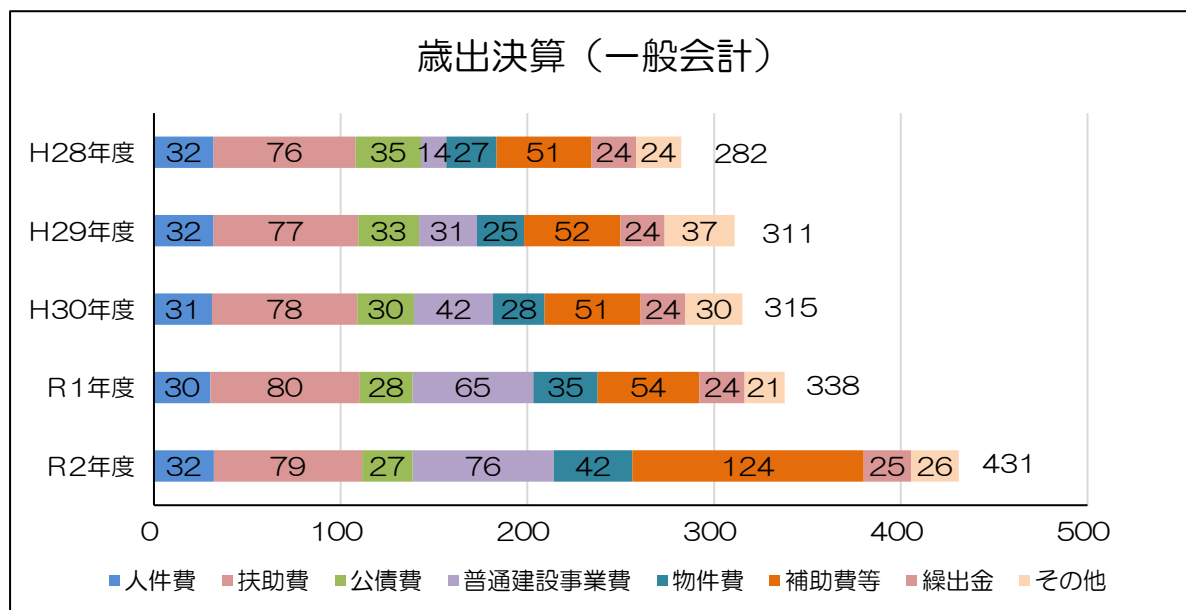
このうち人件費については、職員数の削減等により減少していますが、扶助費については少子高齢化等の影響により年々増加しています。更に少子高齢化が進むと予想されることから、今後も扶助費の増加が見込まれます。



出典：新市まちづくり計画より

歳出決算において義務的経費は、歳出見込平均額（平成 27 年度～令和元年度）144.6 億円に対し、歳出決算平均額（平成 28 年度～令和 2 年度）140 億円と見込額に対し約 5 億円の減となっています。直近 5 年間は僅かに減少傾向ですが、引き続き少子高齢化を見据えた歳出増を見込む必要があります。

なお、投資的経費である普通建設事業費の歳出見込平均額（平成 27 年度～令和元年度）32.4 億円に対し、歳出決算平均額（平成 28 年度～令和 2 年度）45.6 億円と見込額に対し、約 13 億円の増となっています。

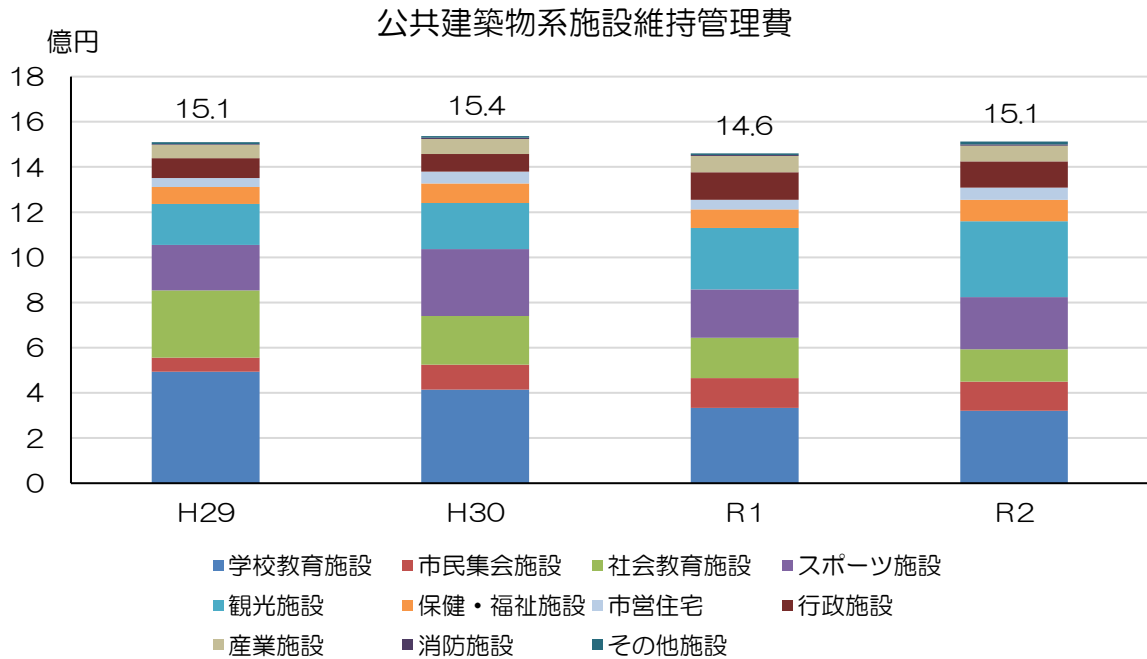


出展：歳入歳出決算書より

(3) 現在要している維持管理経費

公共施設が存在する上で経常的に必要となる維持管理費は、更新等の投資的経費と同様に適切な管理により削減を図るべき重要な要素です。

平成 29 年度から令和 2 年度までの平均額は 15.1 億円と横ばいとなっていますが、運営方法の見直し、定期的な点検及び早期修繕などにより維持管理費の削減に取り組む必要があります。



※維持管理費：施設に直接係る人件費、光熱水費、修繕工事費（普通建設事業費に関するものを除く）、委託料、指定管理料等

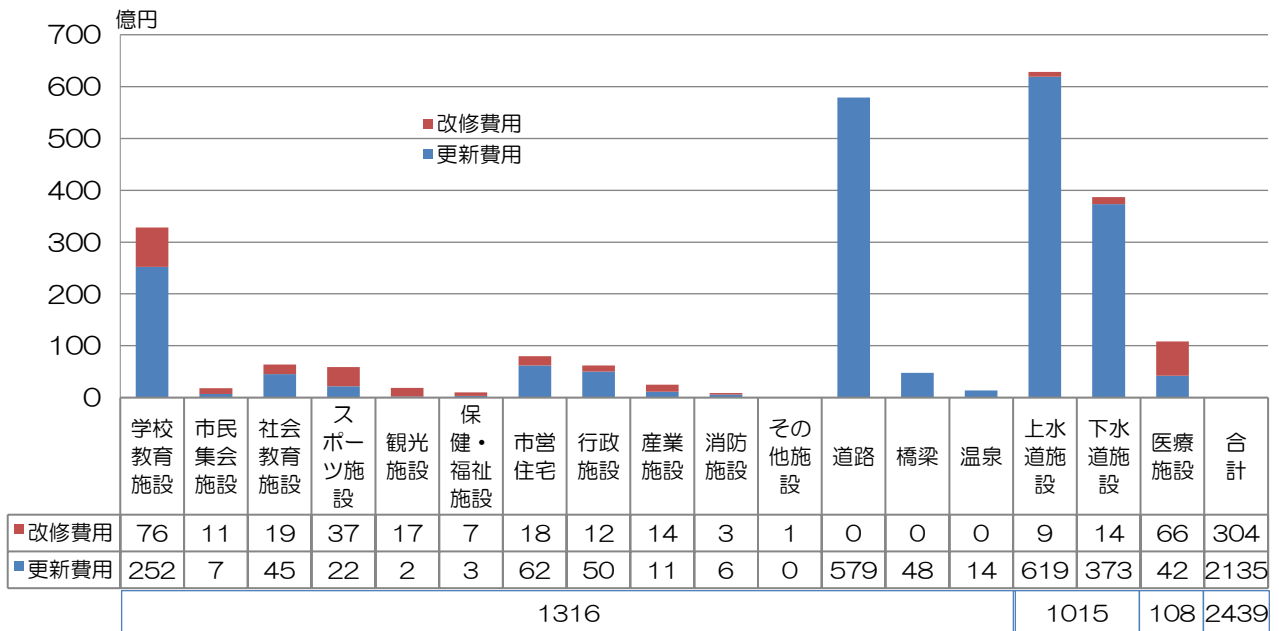
4 将来の更新等費用の見込み

本計画策定時において本市が保有するすべての施設等をそのまま維持した場合、総務省公共施設更新費用試算ソフトによれば、平成29年度から30年間における更新・大規模改修費用は総額2,439億円、1年あたり平均81億円と試算しました。公共資産整備に対する過去5年間の支出額の年平均は44.2億円（連結）となっており、統廃合等による負担（更新等費用）の低減化を実現しなければ、1年当りおよそ36.8億円の不足が生じる推計となります。

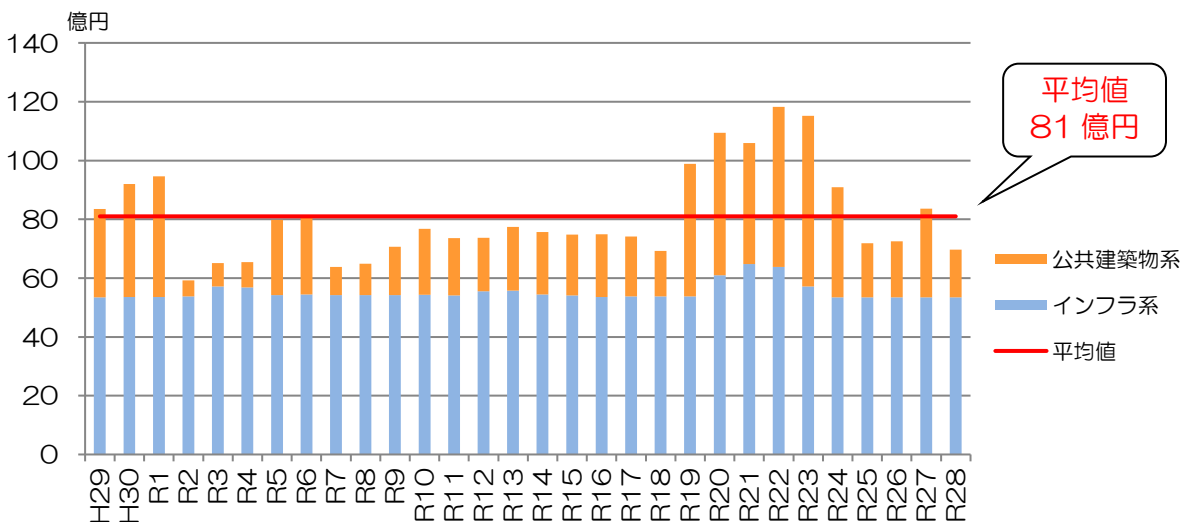
これを1人当たりの年間負担額にしてみると、平成27年では約70,000円でしたが、将来展望人口49,488人と予測される令和27年は、2.34倍の約164,000円と推計しました。

30年間の公共施設等の更新・大規模改修の費用推計

【分類別】

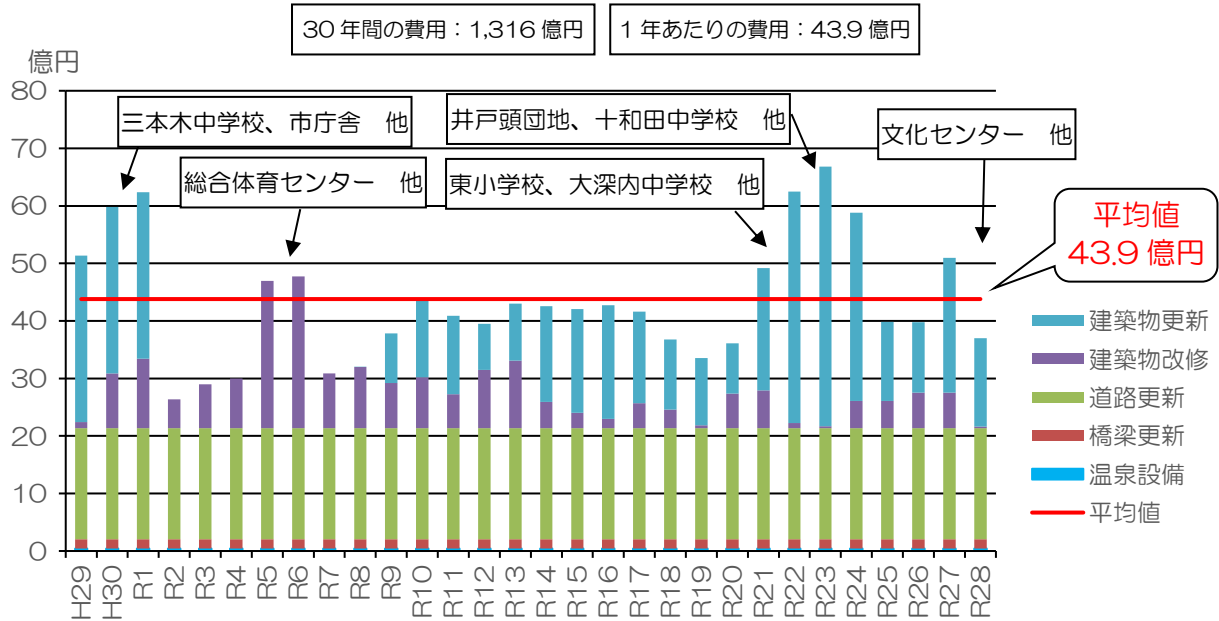


【年度別】

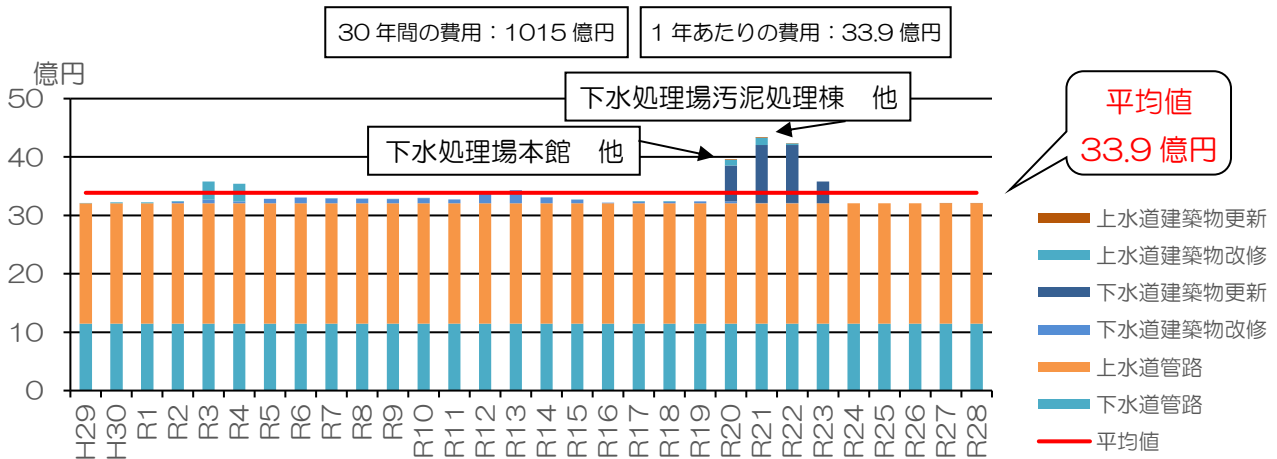


会計別に見た 30 年間の更新・大規模改修年度別費用推計

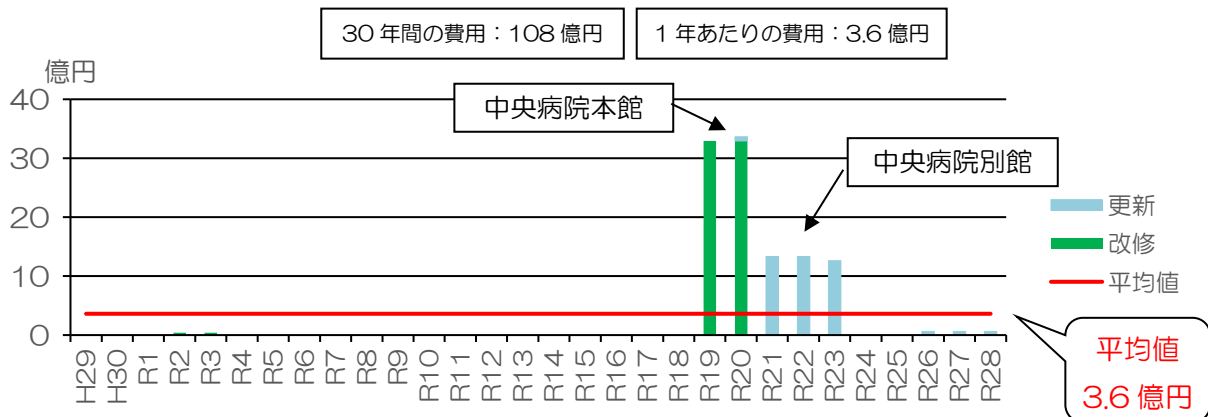
【普通会計施設、温泉設備】



【上下水道企業会計施設】



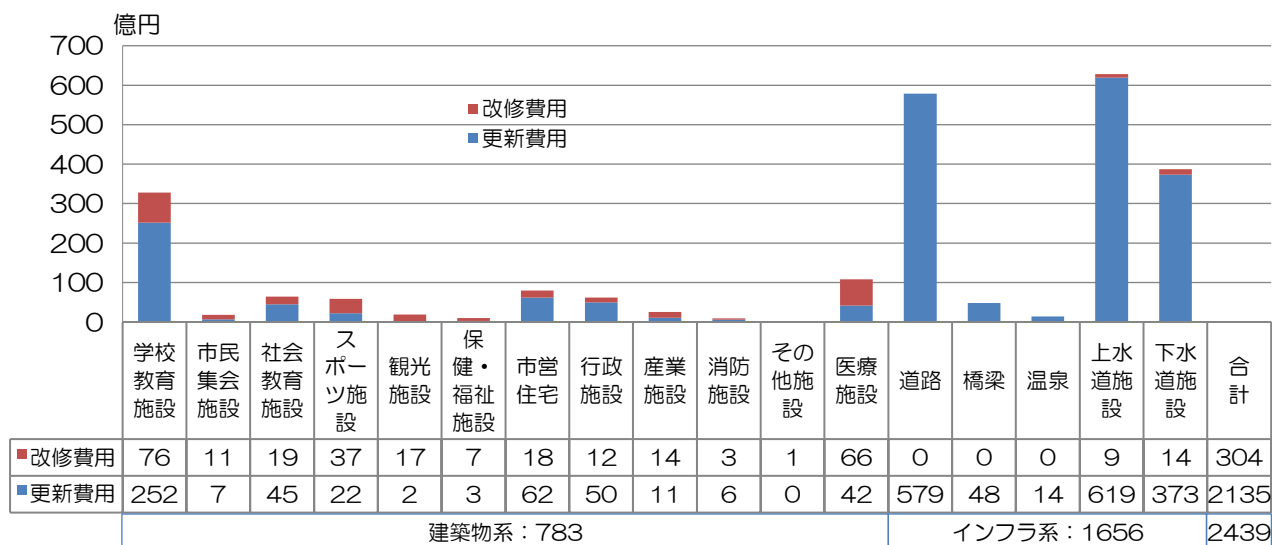
【病院事業会計施設】



以上の試算を建築物系とインフラ系に分けてみると、以下のようになります。

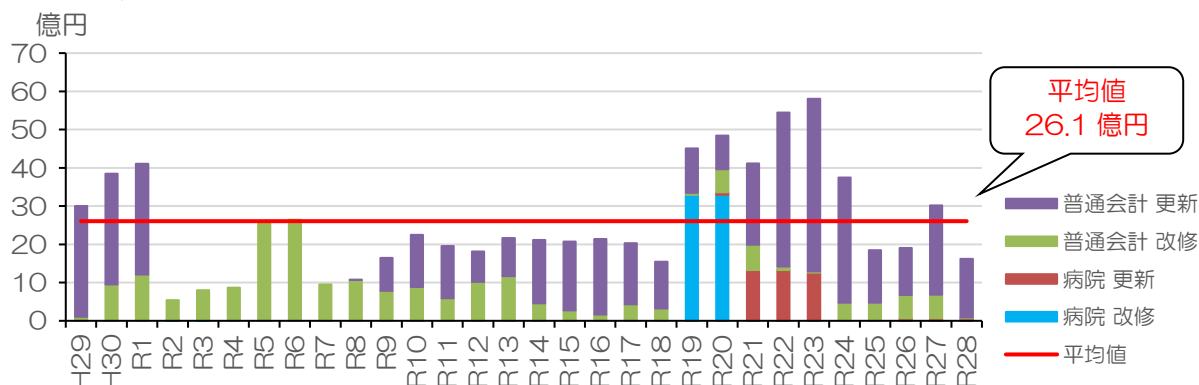
建築物系・インフラ系別 30 年間の更新・大規模改修の費用推計

【施設分類別】



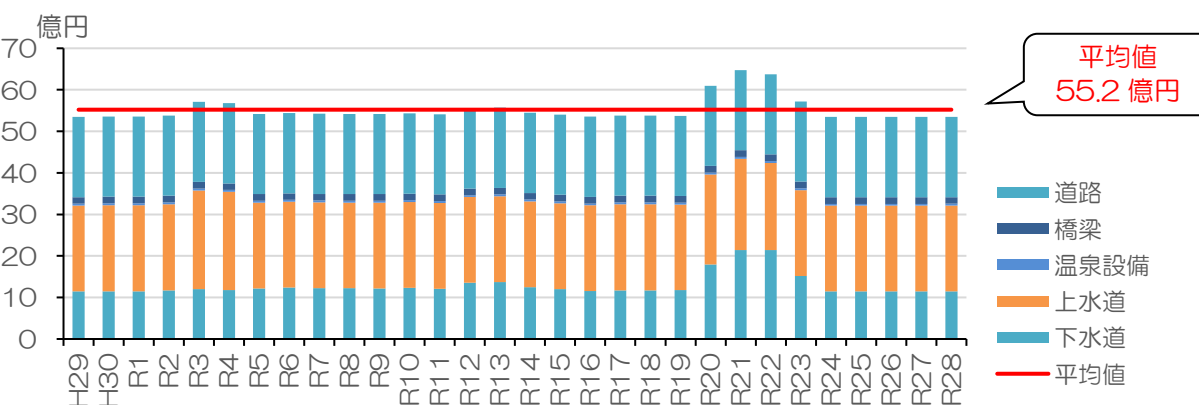
【年度別・建築物系】

過去 5 年間の公共資産整備支出額の年平均は 18.9 億円となっており、これを 1 人当たりの年間負担額にしてみると、平成 27 年では約 30,000 円でしたが、30 年後の令和 27 年は 1.77 倍の約 53,000 円と推計しました。



【年度別・インフラ系】

同様に、過去 5 年間の公共資産整備支出額の年平均は 25.3 億円、1 人当たりの年間負担額は平成 27 年では約 40,000 円、30 年後の令和 27 年は 2.8 倍の約 112,000 円と推計しました。



5 個別計画による取り組みの反映

(1) 過去に行った公共施設マネジメント

本計画の策定後の主な公共施設マネジメントに関する取り組みは、下記のとおりです。

建設	市庁舎建設事業（平成 27 年度～令和 2 年度） 三本木中学校建設事業（平成 27 年度～令和 2 年度） 屋内グラウンド建設事業（平成 29 年度～令和 2 年度）
長寿命化対策	文化センター及び生涯学習センター長寿命化事業（令和 2 年度）
大規模修繕	西コミュニティセンター（令和元年度） 宇樽部キャンプ場（令和元年度） 奥入瀬溪流館（令和 2 年度）
解体	相撲場上屋（平成 29 年度） 米田小学校（平成 30 年度） 伝法寺小学校（平成 30 年度） 南屋内グラウンド（平成 30 年度） 十和田湖公民館（令和元年度） 十和田湖支所等（令和元年度） 勤労青少年ホーム（令和 2 年度） 市民屋内グラウンド（令和 2 年度） 十和田湖総合運動公園体育館（令和 2 年度） 奥入瀬中学校（令和 2 年度） 若葉医師住宅、青雲荘（令和 2 年度）
売却	伝法寺小学校跡地（令和 2 年度）

(2) 平均経過年数と平均有形固定資産減価償却率

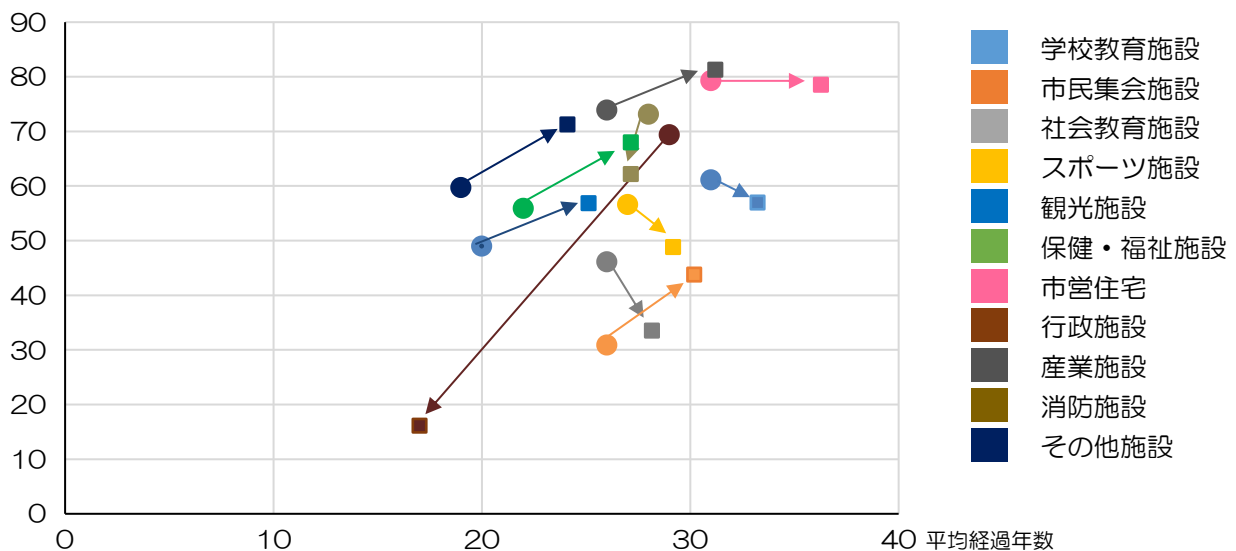
下記の散布図は、公共建築物系施設について計画策定時から令和2年度までの平均経過年数及び平均有形固定資産減価償却率の推移をあらわしたものです。

二つの値が高くなるにつれ、老朽化が進行していることとなり、建替えや改修を検討する必要があります。

新庁舎建設などを実施した行政施設については、大きく値の改善が見られています。

平均経過年数及び平均有形固定資産減価償却率の推移（平成28年度→令和2年度）

平均有形固定資産減価償却率（％）

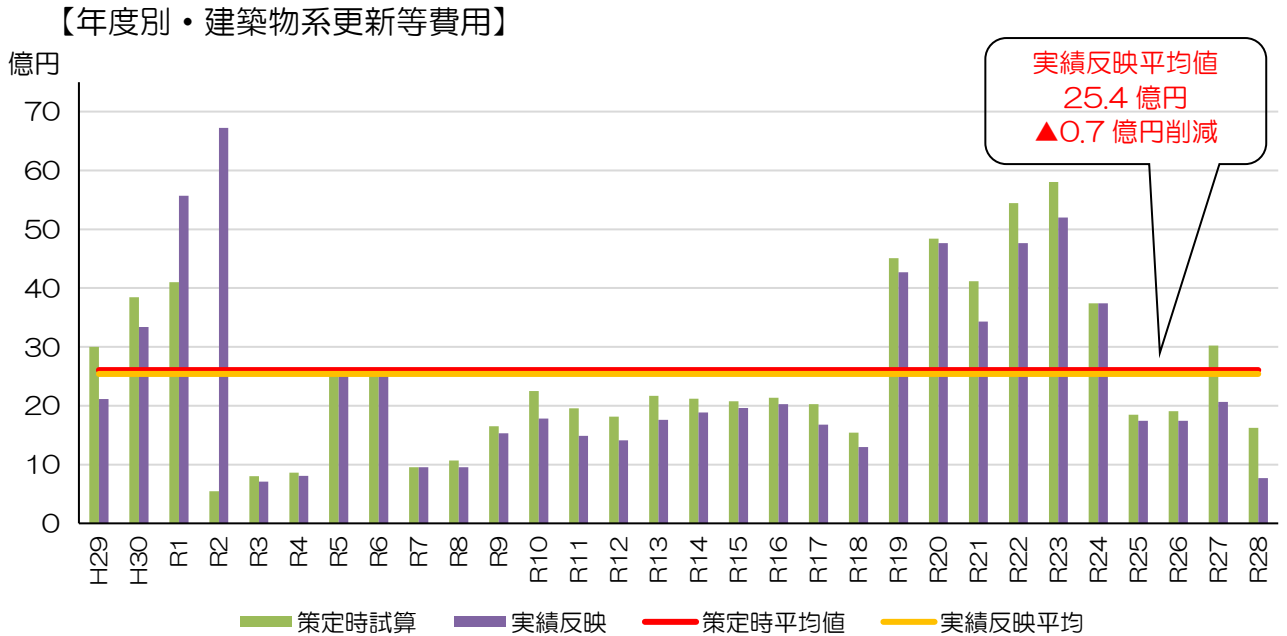


経過年数：建築時からの経過年数。建替え等により値が減少する。

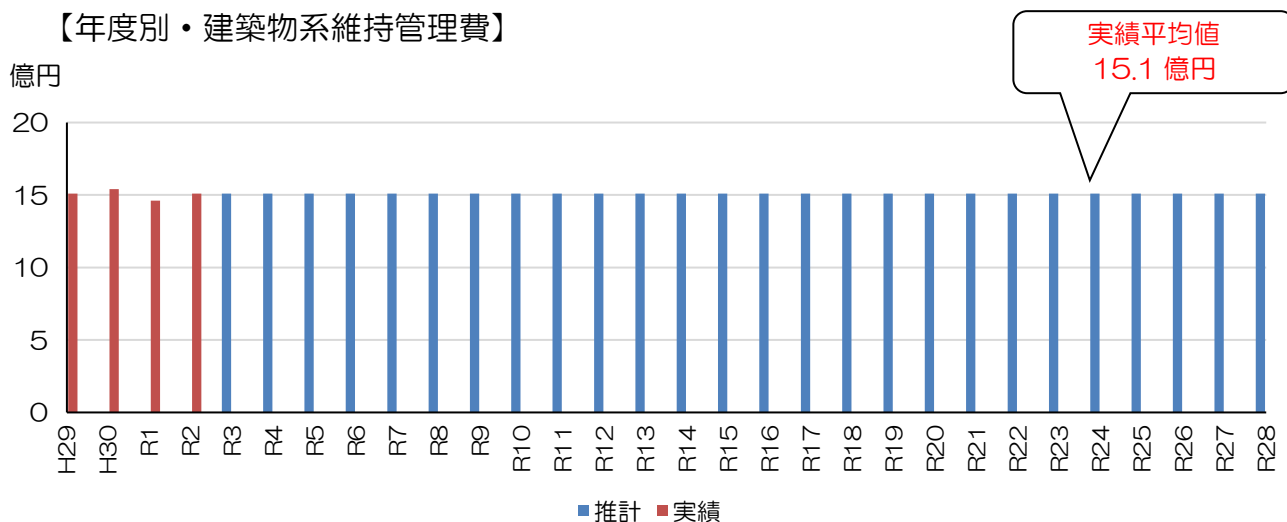
有形固定資産減価償却率：施設の用途構造による耐用年数に対しどの程度償却しているかの目安となる数値。建替えや改修等により値が減少。

(3) 個別施設計画の実績による策定時試算との比較等

個別施設計画の令和2年度までの取り組み実績を反映させた試算では、平成29年度から30年間の更新等費用は、761億円、1年当たり25.4億円となり、本計画策定時試算に比べ22億円、1年あたり7千万円の削減見込みとなっています。



また、維持管理費については、1年当たり15.1億円と推計し、今後その推移についても個別施設計画により把握・検討していきます。



第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 基本方針

施設の老朽化、人口減少や少子高齢化といった環境変化に対応し、必要な公共サービスを維持・確保していくとともに将来負担の軽減及び平準化を図るため、次の基本方針に基づき最適な公共施設等の管理を目指します。

- 施設総量の適正化、適正配置
施設総量の縮減を基本とし、施設の複合化、多目的化、定住自立圏内の相互利用も含めた適正配置を進めます。
- 安全性の確保
適時の点検・診断等により、危険性が認められる施設への対応を迅速に行い、安全性を確保します。また、点検マニュアルを作成し、職員による自主点検を行います。
- 施設の長寿命化
予防保全の考えに立った維持管理により施設の長寿命化を図り、更新等費用の低減化を目指します。
- 効果的・効率的な管理運営
民間のノウハウや資金の活用により、効果的・効率的なサービス提供や財政負担の軽減を図ります。
- 現有資産の有効利用
施設統合等に伴う建替え用地については、新たに取得せず現有の市有地を利用し、経費の削減及び資産の有効利用を図ります。

なお、一部の施設については、平成26年度に「十和田市公共施設の整備方針」において建替え、統合等の方向性を定めており、この方針に従い進めるものとしませんが、今後、他の施設の検討を進める中で必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

2 削減目標

上記基本方針に基づき、計画期間（平成 29 年度～令和 28 年度）における削減目標を本計画策定時に以下のとおり設定しました。

総量（延床面積）削減 | 建築物系公共施設の延床面積を 30%削減

策定時の公共施設（建築物系）をそのまま維持したと仮定したときの、計画期間の更新等費用試算は、783 億円、1 年当たり 26.1 億円となっています。

これは、公共資産整備（建築物系）に対する過去 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の支出額の年平均である 18.9 億円には収まらず、1 年当たりの更新等費用不足額は 7.2 億円となります。この不足額を削減していくためには、施設保有量を計画期間で 27.6%削減することが必要です。

以上のことから、試算による削減量以上の削減を目指し、計画期間で 30%の削減を目標としました。

これにより計画期間の更新等費用試算は、239 億円減少し、544 億円の見込みとなります。

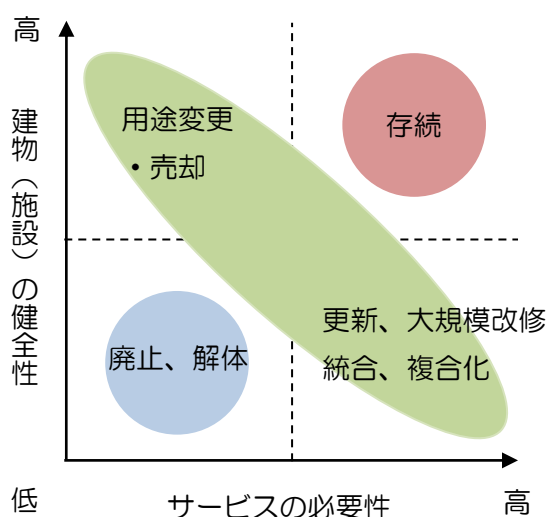
また、1 年当たり費用は、18.1 億円となり、過去 5 年間の公共資産整備（建築物系）に対する平均支出額以下となり、充当できる財源について約 8 億円の効果を見込みました。

本計画策定後の将来人口展望、歳入歳出の状況、個別施設計画による削減効果を踏まえ、上記削減目標を今後も継続していくこととします。

3 基本方針に基づく取り組み

(1) 施設総量の適正化、適正配置

今後、人口減少等により現状の施設をすべて維持していくことは困難であると考えられることから、施設の総量を削減することを基本とします。施設の健全性及びサービスの必要性等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の適正化及び適正配置を図ります。



(2) 点検・診断・維持管理の実施

事故等の重大な問題発生回避や修繕、更新等の必要性の判断のために、法定点検・診断のほか、職員による自主点検を定期的の実施します。自主点検については、専門以外の職員でも対応できるよう平時の施設点検の考え方や点検方法を定めた点検マニュアルを作成して実施します。

点検・診断の結果、異常が発見された場合には、速やかに対応し予防保全に努めます。

(3) 安全性の確保

既に老朽化している施設については、点検・診断等によって危険性が認められた場合、統廃合や一時的な供用停止、応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。特に、多数の人が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

(4) 耐震化

旧耐震基準の施設については、経過年数、利用状況、費用対効果等から優先順位を付け耐震化又は廃止解体を進めます。耐震化されるまでの間は、地震発生時の迅速な避難誘導等ソフト面の対策を講じます。

(5) 施設の長寿命化

施設は、適切な修繕や補修を行うことにより長寿命化（耐用年数の延長）を図ることができ、長期的な視点で見ると更新よりもコストが低く抑えられることが期待できます。点検・診断結果等を基に費用対効果等から長寿命化が有利と判断される場合は、長寿命化の対策を講じます。

(6) 民間活力の活用

公共施設等の更新や長寿命化及び管理運営については、民間事業者の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が可能となることから、民間活力の活用を推進します。

施設整備や更新については、PPP²/PFI³などの民間の資金やノウハウ導入について、費用や収入、サービス向上の観点から総合的に検討します。

(7) 定住自立圏による適正配置

本市は、周辺自治体と「上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定」を締結し広域連携を図っています。今後の人口減少への対応や公共施設の有効活用を進めるため、圏域内における公共施設の相互利用を推進し、施設配置の適正化に努めます。

(8) 廃止施設の活用、処分

用途廃止した施設には、施設の健全性には問題がないが統合等により廃止した施設と、健全性に問題があり廃止した施設があります。健全性に問題のない施設については、転用またはサンディング型市場調査の活用による民間への貸付・売却等により有効活用を図ります。健全性に問題のある施設については、安全・防犯等の観点から計画的に解体を行います。

(9) ユニバーサルデザイン⁴化・脱炭素化の推進

公共施設等の改修、更新等を行う際には、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえた上で、利用者の年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に配慮します。

また、脱炭素化の取り組みとして省エネルギーに配慮した機器や再生可能エネルギー利用設備の導入等を検討します。

² パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携

³ プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

⁴ 障がいのある人や高齢者のために特別にデザインするのではなく、最初から全ての人に使いやすく計画する考え方。

第4章 施設類型ごとの取り組み方針

【公共建築物系施設】

①学校教育施設

学校施設は、十和田市教育委員会で策定した「公立学校の統廃合に関する指針」に基づき、児童生徒数の推移を踏まえた規模の適正化と適正配置を推進します。国の施策との整合を図りつつ地域コミュニティ・防災の拠点としての位置づけも考慮し、通学区域の見直しや学校の統廃合・併置化を検討するとともに、小中一貫校⁵、義務教育学校⁶についても検討します。

また、学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全確保や教育環境に配慮したうえで、体育施設等のさらなる地域開放や余裕教室・敷地等の積極的な活用を検討します。

研修施設は、学校教育の質の向上を図るため適切に管理・維持します。

②市民集会施設

人口減少に伴い利用者も減少することが予想されることから、統合や複合化による施設数・規模（延床面積）の適正化を図ります。

地域の集会施設は、基本的に町内会等地元住民が利用する施設であることから、地元町内会等への譲渡を働きかけていきます。

③社会教育施設

文化施設は、市民文化及び圏域文化の振興を図るため、適切な修繕や各種機器の更新を行いながら維持していきます。

図書館は、図書の実等を図りながら適切に維持管理していきます。

資料館は、利便性の向上、展示物の充実、低コスト化を図るため、点在している施設の統合を検討します。

④スポーツ施設

適切な修繕を行うとともに、同種のものが複数ある施設や利用者が少ない施設は、統合や複合化を行うなど、施設数・規模（延床面積）の適正化を図ります。

広域利用が可能な施設については、周辺市町村との相互利用に努めます。

⑤観光施設

合併前の旧十和田市、旧十和田湖町、それぞれの観光振興の観点から各種施設が設置されていることから、今後の観光戦略を踏まえ統廃合、複合化等も含め適正化を図ります。

⁵ 別の学校である小学校と中学校が連携して一貫した教育を行うもの

⁶ 小・中学校の過程を一つの学校が行うもの

⑥保健・福祉施設

保健施設は、市民のより一層の健康増進を図るため、適切に維持管理していきます。

診療所は、湖畔地区の医療を確保するため適切に維持管理していきます。

児童施設は、子育て支援の観点から維持していくものとし、老朽化が進んでいる施設については、児童数の推移等を踏まえ大規模改修又は空き教室の活用等、適切に対応していきます。

⑦市営住宅

「十和田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口減少や少子高齢化による人口構成の変化等、環境変化に応じた適正配置を図ります。また、予防保全的な改善等による長寿命化や、PPP/PFI の導入を検討し、コスト削減を図ります。

⑧行政施設

庁舎等は、市民の利便性の向上を図るため機能を集約化し、防災拠点としての機能も備えた施設とします。

⑨産業施設

製造施設は、地元特産物の製造・販売事業を行っていること、設備が更新時期を迎えることから、民間譲渡、貸付等も含め検討します。

職業施設は、職業訓練及び職業能力の充実強化を図るため、適切に維持管理します。ただし、訓練生の推移等によっては当該施設の廃止、用途変更を検討していきます。

農林畜産施設は、特定の農家等のみが利用する施設であることから、民間譲渡や統廃合を検討します。

⑩消防施設

消防署は、老朽化が著しい施設については更新及び修繕や補修を行います。

消防屯所は、消防団再編成計画に基づき更新・統廃合等を進めます。

⑪その他施設

今後も適切に維持管理していきます。

⑫医療施設

病院施設は、上十三地域の医療を支えていくため適切に修繕等を行い維持していきます。また、施設設備等については更新（修繕）計画を策定し、計画的な整備に努めます。

医師住宅は、院内で策定した「医師住宅に関する整備指針」に基づき具体的に検討し、民間借り上げ等による保有数削減など、低コスト化を図ります。

【インフラ系施設】

⑬道路

道路の安全性向上を図るため、道路改良や路面補修を推進します。また、老朽化による損傷等が重大な事故を引き起こす可能性があることから、パトロールや定期的な点検を強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。

併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持・修繕や今後の方針を検討します。

⑭橋梁

劣化・損傷が進み道路ネットワークが機能しなくなる事態を未然に防止するため、「十和田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、橋梁の状態の把握、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進め、費用の縮減及び、橋梁の安全性、信頼性の確保に努めていきます。

⑮温泉設備

施設の劣化により温泉供給が出来なくなるという事態を招かないよう、施設の更新に向けた調査を進め、更新事業費を踏まえ温泉受給者との共通認識のもと、更新計画策定を進めます。

⑯上水道

「十和田市水道ビジョン2019」など所管部署で作成の計画等に基づき、施設・設備の耐震化や規模の適正化を図ります。また、管路は、老朽化が進んだ管の更新により、耐震管への入れ替えを進めます。

⑰下水道

「十和田下水道処理場耐震化計画」、「十和田市公共下水道ストックマネジメント計画」など所管部署で作成の計画等に基づき、建築物施設のうち耐震性能が低い施設は、耐震改修を行います。

管路は、耐震診断を行い、耐震化を検討していきます。

第5章 計画の推進に向けた取り組み

1 庁内の取り組み体制・情報共有

公共施設等の管理は、市全体の取り組みとなるため、施設を所管する部署だけではなく庁内の横断的な統括が必要です。このため、本計画策定担当部署が公有財産管理システム等を活用しながら各施設等の保全・更新その他維持管理の情報を統括的に管理し、施設所管部署及び財政担当部署と協議、調整及び情報共有等連携を図りながら取り組んでいきます。

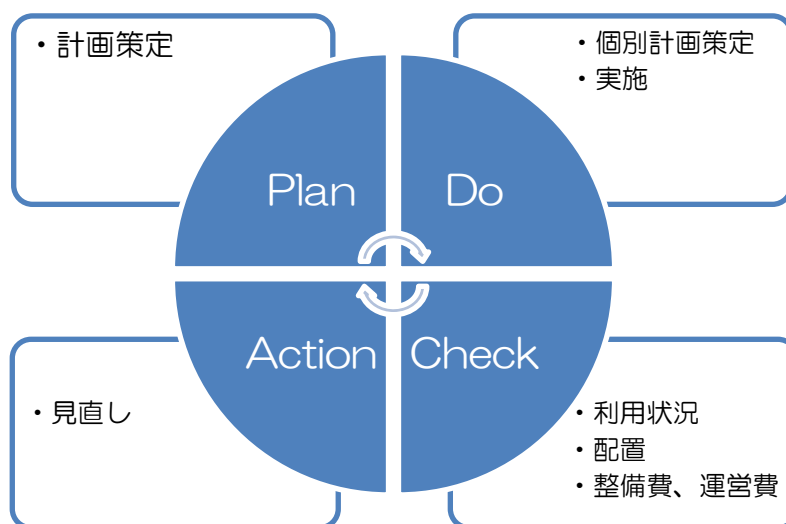
また、本市単独で所有する施設ではありませんが、近隣自治体との一部事務組合の施設についても、今後の老朽化等により、大規模改修や建替え等を行う場合には、大幅な組合負担金の増額が見込まれることから、関係部署との情報共有を図ります。

2 市民や議会との協働

本計画及び個別施設計画の実施に当たっては、市民や議会と情報共有し意見を聞きながら取り組んでいきます。

3 進捗管理

本計画及び個別施設計画については、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、評価結果や社会情勢の急激な変化等を踏まえて、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



4 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳を紐づけることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

